

令和 5 年台風 1 3 号災害対応に関する市民懇話会設置要綱

(設置)

第 1 条 令和 5 年台風 1 3 号に伴う豪雨被害を踏まえ、災害対応の検証や課題の整理を行うとともに、今後の防災力向上を図るに当たり、広く学識経験者や各種団体の関係者等から意見又は助言を求めるため、令和 5 年台風 1 3 号災害対応に関する市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、令和 5 年台風 1 3 号に伴う災害対応に関し、次に掲げる事項について、意見又は助言を行うものとする。

- (1) 避難情報の伝達や避難の在り方に関すること。
- (2) 避難所の開設・運営等に関すること。
- (3) 防災力の向上に必要な事項に関すること。
- (4) その他災害対応の検証に関すること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 2 2 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

(会議の開催)

第 5 条 懇話会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

(座長及び副座長)

第 6 条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部防災対策課及び市長公室広報戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から適用する。